

防犯パトロールの手引き

～みんなの力で安全・安心なまちづくり～

吉 見 町

ステップ1 防犯パトロール隊の結成方法

○ 有志を募りましょう

自治会・PTA・老人会・近所など、地域に居住する方や勤務する方で、パトロールのできる方を募集しましょう。

○ リーダーを決めましょう

有志の方が集まったら、パトロールを効果的に進めるため、推進責任者（リーダー）や副責任者（サブリーダー）を決めましょう。

○ パトロール方法を決めましょう

リーダーを中心に、どのような方法でパトロールするか話し合い、地域の実情に応じた活動内容にしましょう。

パトロールの方法などについては、ステップ2「防犯パトロール活動マニュアル」を参考にしてください。

○ 町に連絡しましょう

設立、活動を始める際は町担当課に連絡してください。町では、防犯パトロール用に帽子・腕章・ベスト等の装備品を常備しており、支給又は貸与を受けることができます。【吉見町防犯パトロール隊設立届の提出】

○ 交番・駐在所などからの情報を参考にしましょう。

地域を管轄する交番・駐在所、警察署が発信する犯罪の発生状況や危険な場所などの情報をパトロールの参考にしましょう。

町 HP『防犯関連情報』

https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/jichi_zaisei/9/595.html



○ パトロールの開始を知らせましょう

地域の皆さんへ協力を求めるためにも具体的にどのようなパトロールをするか、回覧板を利用するなどして地域の皆さんに知らせましょう。

ステップ2 防犯パトロール隊活動マニュアル

1 防犯パトロールの目的

防犯パトロールの目的は、

- 犯罪・事故・災害の被害を未然に防止すること
 - 地域の皆さんが安全に対する関心を高めること
 - パトロールに参加することで地域の連帯感を醸成すること
 - 地域の犯罪抑止機能を向上すること
- にあります。

2 基本的心構え

防犯パトロールは、あくまでも社会奉仕のために自主的に行うものであり、法律に基づく義務的なものではありません。安全で安心して住める地域づくりの根底は自らの手で作るといった地域社会への貢献にあることを認識しましょう。

実施にあたっては、次のことに配慮してください。

○気楽に

気負わず、肩肘張らず、日常生活の一部として気楽にやりましょう。

○気長に

短期間では、パトロールの効果は実感できないものです。

気長に続ければ、やがて知らず知らずのうちに地域安全の輪が広がり、犯罪の起こりにくい環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

○危険なく

せっかくパトロールをしても、事故に遭ったり怪我をしたのでは、続けることが難しくなってしまいます。

危険なことをする必要はありません。

3 防犯パトロールの必需品

○メモ帳

危険な場所や不審な車の特徴などをメモしてください。

○日誌

注意する場所などを次の人に引き継げるように、日誌を作成しましょう。

○反射テープなど

夕暮れ時や夜間パトロールの際は、事故に遭わないように反射テープなどを身に付けましょう。また、夜間は危険回避のためにも懐中電灯を携行しましょう。

○防犯パトロール用品の着用

パトロールをしていることが、見て分かるように防犯パトロール用品を着用しましょう。

4 防犯パトロールの方法

原則徒歩により、2～3人が一組で犯罪多発地域や通学時間帯における学校周辺、通学路及び地域で危険や不安を感じている場所などをパトロールし、声かけや啓発チラシを配布するなどして、地域に応じた防犯監視活動を実施してください。

パトロールにあたっては、帽子・腕章・ベスト等を使用して地域住民にパトロールをしていることが分かるようにしましょう。

5 防犯パトロールの着眼点

パトロールを通じて、地域の安全を確保するとともに生活環境をもう一度見直してください。

パトロールで確認した事件・事故の発生する危険性が高い場所などは、地域ぐるみで関係機関に働きかけをして改善していきましょう。

○防犯灯の設置が必要な場所はないか

暗い道路は、ひったくりや痴漢などが出没する恐れがあります。

団地などの住宅街では、各家が門灯を点灯するだけで犯罪の起こりにくい明るい町並みとなります。

また、防犯灯を設置する場合は、区長さんを通して町と相談してください。設置に際しては、町から設置費の50%の補助金がもらえます。

○不良少年のたまり場となっている場所はないか

公園や空き家など、不良少年のたまり場となっているところがあれば、そこから非行が始まっていきます。

パトロールをしている姿を見せるだけでも効果があります。

○通学路に異常はないか、見慣れない人・車はないか

不審人物や不審車両がないかなど、子どもや地域の安全を確保するために、登下校時間は重点的なパトロールが必要です。

○公園などの遊び場に異常はないか

放課後、子どもたちが安心して遊べるよう、警戒や点検が必要です。

夕暮れ時に子どもが遊んでいたら、早めの帰宅を促しましょう。

また、公園・通学路等の見通しを良くするために、雑草の除去・枝払いをするだけでも防犯効果があります。

○水難事故の発生する恐れはないか

河川・用水・ため池など、水難事故が発生する恐れのある場所を確認し、改善を働きかけましょう。

危険な遊びをしている子どもには、声をかけましょう。

○留守宅・その周囲に不審な人や車はないか

新聞受けに数日分の新聞がたまっているなど、明らかに留守にしていることが分かる家などの周辺に、不審な人や車はないかなども関心を持って注意しましょう。

○廃屋・空き家に異常はないか

廃屋や空き家などは、犯罪の温床になり易い場所です。また、放火されたり不良少年のたまり場となる恐れもあります。

管理者などに対して改善を働きかけましょう。

○廃棄物の不法投棄はないか

地域内にあるゴミの投棄や放置自転車を放置すると、更に不法投棄が増大し地域の環境が悪化します。

環境が悪化することは犯罪の増加につながりますので、地域で早めに措置しましょう。

6 関係機関との連携

町や地域安全推進員（区長）、学校と平素から情報交換を行うなど連携を密にして、効果的な活動に努めましょう。

7 活動に当たっての留意事項

○パトロールは犯罪の未然防止を念頭に

巡回中は、可能な限り地域住民の目に付くようなパトロールをしましょう。

○交通事故に注意！

パトロールの際には、反射テープや懐中電灯を活用し、運転者から見やすいように心掛け、交通事故に注意しましょう。

○プライバシーを尊重し、秘密を守る

誰もが自分の家庭のことは干渉されたくないものです。パトロール中に知り得た他人のプライバシーは守りましょう。

○危険なことをする必要はありません

あくまでも自主的なパトロールですから危険を冒してまで実施する必要はありません。危険を感じたら一歩下がって警察に通報しましょう。

○防犯知識を身につける

町や警察の行う防犯講習会等に参加して、防犯知識を身につけましょう

○連絡・通報は早めにする

明らかに犯罪を犯そうとしているような不審者を発見したときは、直ちに警察に通報しましょう。通報が早いほど検挙の確率は高くなります。

○身近なものから始める

無理をせず、できる範囲（時間・場所・人数）でパトロールしましょう。

○声掛けは挨拶から

声掛けといってもあらたまる必要はありません。

「おはようございます」や「こんばんは」といった挨拶だけでも十分です。地域の皆さんが声を掛け合うことにより、地域の連帯感が醸成されます。

○不必要な実力行使をしない

現行犯人は何人でも逮捕することはできます。（刑事訴訟法）しかし、法は一般人には逮捕に伴う実力行使を認めていません。

○少年には、健全育成に配慮して接する

少年たちが公園にたむろしているからといって犯罪を犯しているわけではありません。ただ、居場所がないか、興味本位に集まっているだけかもしれません。

タバコを吸っているなど、明らかに少年に有害な状況であっても、頭ごなしに起こるのではなく優しく叱りましょう。

中には、愛情ある大人からの声掛けを待っている少年もいることを忘れないでください。

○不審者には積極的に声をかける

犯罪者は、声をかけることを極端に嫌います。

声をかけることによって犯罪者の犯行を断念させることができます。

○パトロール後に情報交換を

ただパトロールするだけでなく、パトロールの結果について情報交換することにより、危険な場所の改善、子どもやお年寄りへの注意喚起など、犯罪の起こりにくいまちづくりに役立ちます

8 警察への連絡

活動中、次の事項の発生及び認知をしたときは、110番通報か東松山警察署(25-0110)・交番等に連絡してください。

- 犯罪・事故の発生を知ったとき
- 迷惑や不安に思っている問題を知ったとき
- 泥酔者・行き倒れ・家出人・はいかい老人・迷子等で保護を必要とする者を発見したとき
- 不審な行動をする者や不良行為少年を発見したとき
- 盗品や遺失物を発見したとき
- その他連絡調整を必要と

9 町への連絡

活動中、次の事項の発生及び認知をしたときは、吉見町役場(54-1511)に連絡してください。

- 犯罪・事故の発生を知ったとき
- 不審な行動をする者や不良行為少年を発見したとき
- その他連絡調整を必要とするとき

- 平成17年度作成
- 令和3年度見直しを実施